

# 審 査 基 準

平成27年 5 月 29日 作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第8項
処 分 の 概 要：譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 火薬類取締法第17条第8項（譲渡許可証等の再交付の申請）、第50条の2（猟銃用火薬類等の特則）</li><li>・ 火薬類取締法施行令第12条（政令で定める火薬）</li><li>・ 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第7条第1項（譲渡許可証等の再交付の申請）、第13条（申請及び届出の手續）</li></ul>
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室銃砲火薬・危険物係 （電話 075-451-9111 内線3052）
備 考：